

東京2020オリンピック・パラリンピック 競技大会に向けた取り組み

●ホストタウンミーティングへの参加

10月30日、ドイツ連邦共和国大使館で、大使館主催の「ホストタウンミーティング」が開催され、日本全国からドイツを相手国として登録されたホストタウンが集まり、ドイツ文化センター、ドイツ青少年スポーツ連盟等、ドイツに関係する諸団体と情報交換を行いました。

ミーティング後、大使公邸で開かれたレセプションパーティーでは、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣の鈴木俊一氏から、全国でこれまで実施されたホストタウン事業のうちの注目すべき事例の一つとして、青梅市における「ドイツウィーク」の開催や、学校給食等でのドイツ料理の提供といった文化的な取り組みが紹介されました。



△左から、鈴木東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、浜中市長、フォン・ヴェアテルン駐日ドイツ連邦共和国大使



△御岳カヌー艇庫視察時の様子

●スロバキアチームが御岳渓谷を視察

11月3日、外務省「スポーツ外交推進事業」により、スロバキアのカヌーナショナルチームが御岳渓谷を視察しました。スロバキアは、リオオリンピックカヌーシラローム競技銅メダリストの羽根田卓也選手の練習拠点のひとつであり、カヌー競技の先進国です。今回、訪れたスロバキアカヌー連盟会長のイヴァン・シバック氏と選手たちは、青梅市御岳交流センターのカヌー艇庫や御岳渓谷を熱心に視察し、キャンプ実施に前向きな姿勢を示していました。

問い合わせ 企画政策課



12月・1月は 政治家の寄附禁止PR強化期間です
贈らない！求めない！受け取らない！
年末年始は、お歳暮や年賀等、贈り物が多くなる季節ですが、政治家や候補者が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。答礼のための自筆によるものを除き、年賀状などのあいさつ状を出すこともできません。また、有権者が政治家や候補者に寄附を求めるとか、お祭りなどでの供応も禁止されています。
東京都選挙管理委員会では、公職選挙法等で禁止されている寄附について、より一層の周知を図ることを目的に、各市区町村選挙管理委員会と協力して、12月・1月の2か月間を「政治家の寄附禁止PR強化期間」としています。市選挙管理



国民健康保険加入者へ ジェネリック医薬品差額通知書の送付
市では、医療費の自己負担額の軽減と医療保険財政の健全化を目的として、国民健康保険に加入している方を対象に「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付します。
この通知はジェネリック医薬品に切り替えた場合に発生する自己負担額の差額の一列を記載したものです。対象となる方は薬の処方を受けており、ジェネリック医薬品へ切り替えることにより、薬代の自己負担額を一定金額以上軽減できると見込まれる方です。
なお、この通知による医療費の支払いや還付金は発生しません。
★ジェネリック医薬品とは▽先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、基本的に先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品のことです。
▽先発医薬品に比べ安価で経済的です。薬代の自己負担の軽減になります。
▽ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師・薬剤師へご相談ください。
問い合わせ 保険年金課 給付係

お詫びと訂正
広報おうめ11月15日号5面に掲載の「人事行政の運営等の状況」のうち、職員給与の状況・(1)部門別給与等の状況の表中、市長部局・給料・平成27年度決算
額に誤りがありました。正しくは23億8千373万5千円です。
お詫びして訂正します。
問い合わせ 職員課人事給与係

子育て支援センター「はぐはぐ」臨時休館
12月10日(日)は、臨時休館となりますのでご注意ください。
問い合わせ 子ども家庭支援課

12月は オール東京滞納STOP強化月間
役立てます あなたの納税 地域に喜ばす みんなのために
都と区市町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差し押さえやタイヤロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策の強化に取り組んでいます。
問い合わせ 収納課



△滞納処分の一例 自動車へのタイヤロックの装着



国民健康保険 後期高齢者医療保険と交通事故
交通事故など第三者から受けた病気やけがも、保険証を使って医療機関を受診できます。
ただし、受診する際には、必ず医療機関等に第三者から受けた病気やけがであることを申し出てください。
その場合、国民健康保険・後期高齢者医療保険で医療費を一時的に立て替えて、あとから加害者や自動車保険会社等に請求しますので、必ず「第三者行為による傷病届」を提出してください。
ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、国民健康保険・後期高齢者医療保険は使えません。示談の前に必ず保険年金課へご連絡ください。
問い合わせ 市民生活課

国民健康保険加入者へ 温泉センターの利用料を助成
国民健康保険に加入している方を対象に、下表の施設の利用料を助成します。ぜひご利用ください。
なお、後期高齢者医療制度該当者(75歳以上)はこの利用券の交付対象になりません。
助成期間 平成30年3月31日(土)まで
交付方法 青梅市国民健康保険被保険者証(保険証)を持って保険年金課(市役所1階)および各市民センターへ本庁舎開庁日の午前8時30分～午後5時(ただし、市民センターは市民センター休館日を除く)にお越しください。割引利用券を1世帯あたり2枚お渡しします。
※無くなりしだい終了
利用方法 割引利用券に保険証の記号、利用人数を記入のうえ、利用者負担金を添えて各温泉センターへお持ちください。

施設名	数馬の湯	もえぎの湯	瀬音の湯	つるつる温泉	
住所	檜原村 2430	奥多摩町 氷川 119-1	あきる野市 乙津 565	日の出町 大久野 4718	
電話	042-598-6789	0428-82-7770	042-595-2614	042-597-1126	
休館日	月曜日 (祝日の場合は翌日)		3月・6月・9月・12月の第2水曜日	第3火曜日 (祝日の場合は翌日水曜日)	
割引後の入館料金	大人 (中学生以上)	終日 500円	2時間 450円	3時間 700円	3時間 620円
	小学生	終日 210円	2時間 200円	3時間 250円	3時間 210円
超過料金			1時間ごとに大人 200円	1時間ごとに大人 200円 小学生 100円	1時間ごとに大人 210円
その他	未就学児は無料 営業時間およびその他の休館日は各施設へお問い合わせください。				

なお、仕事上の病気やけがは、勤務先の労働者災害補償保険(労災保険)を申請してください。また、けんかや泥酔などによる病気やけがは、給付が制限されることがあります。
問い合わせ 市民生活課

